

令和6年第2回広尾町議会定例会 第2号

令和6年6月25日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 斎藤弘樹	2番 尾矢利昭
3番 大庭克彦	4番 雄谷幸裕
5番 山岸謙一	6番 松田健司
7番 志村國昭	8番 浜野隆
9番 萬亀山ちず子	10番 前崎茂
11番 渡辺富久馬	12番 山谷照夫
13番 堀田成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中靖章
副町長	及川隆之
会計管理者	沖田一美
兼出納室長	沖田一美
総務課長	山崎勝彦
総務課長補佐	柏崎弥香子
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田邦昭
兼企画課長	山崎勝彦
企画課長補佐	鎌田慎
住民課長	楠本直美
住民課長補佐	村中晃央
兼住民課長補佐	三浦直子
保健福祉課長	宝泉大
保健福祉課参事	保坂一也

兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
兼地域包括支援センター長	宝	泉		大
兼健康管理センター長	保	坂	一	也
健康管理センター次長	三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
兼子育て世代包括支援センター長	浜	頭		力
認定こども園ひろお保育園長	船	田	光	恵
豊 似 保 育 所 長	小	村	和	徳
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼農林課長事務取扱	及	川	隆	之
兼町営牧場長事務取扱	及	川	隆	之
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐	山	田	雅	樹
建設水道課長	寺	井		真
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	寺	井		真
港湾課長	安	岡	伸	弘
港湾課長補佐	須	田	圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	渡	辺	將	人
兼 図 書 館 長	渡	辺	將	人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡	辺	將	人

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
-------------	---	---	---	---

併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 鈴 木 孝 俊

併 書 記 長 山 崎 勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 大 森 康 雄

事 務 局 長 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基

事 務 局 次 長 佐 藤 直 美

総 務 係 主 事 補 別 所 龍 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、大庭克彦議員、9番、萬亀山ちず子議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、4番、雄谷幸裕議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（雄谷） それでは、福祉灯油等の増額と援助対象世帯の拡充について、まず最初に質問させていただきます。

福祉灯油の申請が例年ですと11月から始まりますので、9月定例会では遅いと思い、今定例会で質問させていただきます。また、5月10日に十勝総合振興局社会福祉課にお邪魔して取材した内容の質問もあります。

本町の福祉灯油については、平成4年12月に要綱が制定され、管内では先駆的な取組が行われてきたところであります。昨年度は物価高騰の影響から国の交付金を活用して臨時的に100リットル増額され、200リットル分が援助されましたが、通常分の100リットルでは「生活困窮者世帯に対する燃料費の援助に関する要綱」の目的である「援助することによって生活の安定を図り、もってその福祉の増進に寄与する」、このことを十分に果たすことができません。

昨年11月の新聞によりますと、管内では16町村で福祉灯油が実施されていますが、広尾町より支給内容が多い町村が7町村あります。福祉灯油等の援助を灯油300リットル相当額まで増額してはどうでしょうか。

要綱第2条では、福祉灯油等援助対象世帯は「社会福祉施設入所者及び病院等に入院中の世帯を除く。」となっていますが、施設及び病院等では10月ぐらいから3月、4月ぐらいまで暖房費が利用料に加算されています。その暖房費の一部を援助対象としてはどうでしょうか。要綱第2条の経過措置については、後ほど数字を示させていただきます。

平成20年12月にこの要綱が改定され、生活保護世帯への拡充が図られ、援助は60リットルになっていますが、この60リットルは要綱が改定された当時の生活保護の収入認定にならない額との兼ね合いだったと思います。十勝総合振興局社会福祉課のお話では、国の応援給付金とかコロナ給付金などは収入認定していなく、同じように町の独自施策は収入認定しない、また、月8,000円までは収

入認定しないとお聞きしましたので、生活保護世帯も同じ援助の額にすべきだと思いますが、どうでしょうか。

2つ目の質問です。職員定員管理適正計画の策定状況及び休暇の取得状況について質問いたします。

職員定員管理適正計画は、第5次行政改革推進計画の目標年度のとおり、令和3年7月に策定、公表されています。

計画を読みますと、今回策定する計画は、より効率的な行政運営を目指し、必要な人員確保する計画とされていますが、そもそもこの計画の目的は何でしょうか。職員数を確保することが目的なのでしょうか。職員定数条例の第2条を合計すると、162人になります。令和6年4月1日現在の機構図では154人になっています。定数条例との関連性はどうかっているのでしょうか。あわせて、定員管理の目標をお尋ねいたします。

第5次行政改革推進計画は本年度で終了ですが、行政改革推進計画（個表）、17ページの9に「期待される効果」で「定員管理を適正に計画して施行することで、財政の健全化と職員の育成、事務効率の向上が期待される」「町民に対する人事行政の透明性の向上が期待される」と明記されていますが、具体的に効果は現れているのでしょうか。

毎年、全ての課の出勤簿と休暇簿を総務課で回収して点検、集計していますが、正職員の有給休暇、病気休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇について、職員1人の平均取得状況は過去3年分、どうなっているのでしょうか。

連続でなくてもよい2日間のリフレッシュ休暇では、心身ともにリフレッシュできるのでしょうか。有給休暇が繰越分と今年度分を合わせて30日以上ある職員に、連続5日間の計画年休の導入はいかがでしょうか。相当元気が回復すると思いますが、どうでしょうか。

3つ目に、町政執行方針に対する質問であります。

田中町長の選挙公約である保育料の完全無償化、在宅育児支援金制度の創設、小中学校修学旅行費の補助、学校給食費無償化が町政執行方針で示されており、昨日、関連議案が議決されたところであります。今回提案されている補正予算にも計上されているところでございます。

この4つの政策を平年ベースにしますと、年間3,000万円を超える予算額になります。提案されている一般会計補正予算（第3号）を見ますと、財政調整基金から5,000万円の繰入れ、予備費から8,035万2,000円を捻出しており、依然として厳しい財政運営を強いられています。種々ある公約を今後実現していくためには、自主財源の確保、健全な財政基盤の確立が必要であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、雄谷議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の福祉灯油等の増額と援助対象世帯の拡充についてであります。

福祉灯油の助成につきましては、管内で多くの市町村が取り組んでおりますが、助成額や助成方法も様々であり、毎年度の継続的な実施ではなく、灯油価格の高騰などの状況に応じて臨時的に助成しているところもございます。

冬期間に必要な燃料費の一部を助成して、所得の少ない世帯などの経済的な負担を軽減するという目的は同様であっても、そのニーズや助成効果、他の福祉サービスとのバランスや財政状況などを見極めて、実施市町村がそれぞれの実情に沿って助成内容を制度設計しているものであり、本町は平成4年度から灯油100リットルの助成を行っております。

灯油価格の高騰が長期化し、道や国の補助の活用で財源が確保できたことから、令和4年度と5年度は増額助成の措置を取りましたが、このような特別な事情がない限りは現行の制度で助成を継続していきたいと考えております。

次に、2点目についてであります。

養護老人ホームと特別養護老人ホームの入所における暖房費の負担はありませんが、グループホームやサービス付高齢者住宅は、暖房費の一定の負担があることは承知しております。また、入院の場合も、冬期間は診療報酬に暖房費が加算され、それに応じて患者負担が生じます。

ただ、これらの暖房費につきましては、施設サービスや医療サービスに係る経費の一部として負担されるもので、在宅において自ら燃料を購入される費用とは性質を異にするものと理解しておりますので、現行の制度のとおり、在宅の世帯に限り助成を行ってまいりたいと考えております。

なお、福祉灯油の助成を実施している管内全ての市町村が、施設入所、入院の場合は助成の対象外としております。

次に、3点目についてであります。

当初は生活保護世帯を助成の対象としておりませんでした。が、灯油価格が大幅に上昇した平成20年度から生活保護世帯も対象とし、収入認定を考慮して灯油60リットルの助成を行っております。

近年の物価高で負担感が大きいと思われる生活保護世帯に配慮し、助成規模を現行の60リットルから一般世帯と同様の100リットルに増額する検討を進めたいと考えております。

次に、2点目の定員管理適正計画の策定状況及び休暇の取得状況についてであります。

1つ目の定員管理適正計画の目的、条例定数との関連性についてであります。が、本町においては、令和3年度から令和12年度まで10か年の「定員管理計画」を策定しております。

本町における今後の人口減少や、それに伴う財政収支を踏まえ、再任用や会計年度任用職員の制度なども活用し、必要最小限の人員で行政サービスを充実させることを目的としております。

また、令和5年度から段階的に定年年齢が引き上げられたことを踏まえ、計画的に人員を確保しつつ、職員の育成と事務効率の向上を図ることを目標としており、適正な人員を確保することで行政サービスの充実強化と維持につなげたいと考えております。

条例定数との関連であります。が、計画策定時点において福祉職（介護員等）につきましては、会計年度任用職員制度の運用を見込んでいましたが、安定した人員確保の観点から正職員の採用に転換をいたしました。

今後は、各福祉職（介護員や保育士等）の配置基準の改善や特別養護老人ホームの移転改築に伴い、人員配置の変更が見込まれることから、よりよいサービスを提供できるよう、業務見直しを含め人員配置計画を見直してまいります。

2つ目のご質問の第5次行政改革推進計画（個表）の「期待される効果」についてであります。定員管理を適正に計画することで極端な人件費の増加を抑制することができ、また、計画を公表することで町民に対する人事行政の透明性の向上につながっているものと考えております。具体的な評価については、決算の状況を検証した上で行政改革推進委員会に報告するものであります。

3つ目の有給休暇、病気休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇の過去3年間の平均取得状況についてであります。有給休暇につきましては、令和3年から令和5年までの3か年、平均していずれも8日間であります。病気休暇につきましては、令和3年から令和5年の3年間、いずれも平均2日であります。夏季休暇につきましては、令和3年から令和5年まで3か年、いずれも平均2.9日あります。リフレッシュ休暇につきましては、令和5年度1.7日の結果となっております。

4つ目のリフレッシュ休暇についてであります。夏季休暇同様に「原則として連続する」といった内容としていないのは、例えば週末に合わせて年2回に分けて取得可能となるなど、休暇制度導入時に取得の利便性を考慮したものであります。

また、導入時の職員への周知の際は、できるだけ週休日や夏季休暇と併せて長期休暇を取得できるようお願いをしているところであります。

お尋ねの「計画年休」ですが、各課（所属）において業務の繁忙期や行事など、年間のスケジュールの把握とともに、効果的な制度の利用に向け計画的な取得をお願いしているところであります。

次に、3点目の町政執行方針についてであります。

今後、町長任期中の4年間の中で、政策として町民の皆様にお約束した公約について、実現可能なものから順次進めてまいりたいと考えているところであります。

そのためには、議員おっしゃられるとおり、自主財源の確保、健全な財政基盤の確立が大変重要となるところであります。

これらを両立させるためには、新たな財源の確保と事務事業の見直しによる行財政のスリム化の促進が必要であると考えているところであります。

事務事業の見直しについてであります。本年度は第5次行政改革大綱に定める計画期間の最終年度となっております。

今後、速やかに計画期間内の事務事業の点検に着手し、実績及び成果の取りまとめを行った上で次期計画案の策定を進め、最終的には行政コストの削減につなげてまいりたいと考えております。

新たな財源といたしましては、総合戦略に掲げている事業を積極的にPRし、企業版ふるさと納税の確保を図ってまいります。一例といたしましては、十勝港の利活用推進のために整備の充実を図るなどのPRを積極的に行い、企業版ふるさと納税の確保につなげてまいりたいと考えております。

また、様々な手法を用いて情報発信を行い、広尾町の魅力の向上に努めるとともに、子育て支援や高齢者支援の充実に力を注いでいることを幅広く周知することで広尾町を応援していただける方

を増やし、あわせて、ふるさと納税の返礼品の充実を図ることで、個人版のふるさと納税寄附額の増加につなげてまいりたいと考えております。

これらの実施に努め、確保した財源を用いることで事業を実施し、新たに策定する行政改革大綱の下、健全な財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） それでは、福祉灯油についてでございますが、増額は財源確保できた場合ということでは、灯油価格の高騰が長期化している現状では非常に残念でございます。

援助対象世帯の拡充は、施設サービスの経費の一部で性質を異にするというところですが、この点については勉強させていただきたいというふうに思っております。

生活保護世帯については、今年度からの適用をぜひお願いしたいところであります。

援助の増額と援助対象世帯の拡充については、ほかの例のように粘り強く要望していきたいというふうに考えています。

それでは、要綱の附則3、経過措置について伺います。

附則3では、平成25年度申請分から当分の間、生活保護法による保護の基準額の改定があっても、平成24年度判定に用いた年収額を適用することができるとなっています。直近では、昨年の令和5年10月に生活保護基準額が改定されています。支給条件である世帯の合計収入額になりますが、要綱の第2条の生活保護基準額に3割加算した額は、世帯全員が65歳以上の高齢者の世帯の1人世帯では116万6,958円、夫婦世帯では183万6,682円になります。昨年の町広報11月のチラシでは、支給条件の世帯の合計収入額、経過措置の額になりますが、1人世帯では109万6,000円、2人世帯では186万4,000円以下となっています。1人世帯では先ほど数字を示したとおり7万958円、3割加算した額が大きいので、支給条件が抑えられていたことになります。夫婦世帯では2万7,318円、3割加算した額が小さいので、支給条件内なので経過措置には無関係になります。1人世帯では経過措置により申請が抑えられており、夫婦世帯との不公平が生じていますので、附則3を見直すべきだと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今、雄谷議員のご質問の部分については、平成24年度の基準を使った場合に、現行の1人世帯の生活保護基準の3割増しよりも少ないのではないかということのご質問だと思うのですが、基準が下回っているということで、この部分につきましては、ご指摘のとおり平成24年度の基準を5年度が上回っている逆転現象が起きているということで、改めて精査し、今年度から対処していきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 生活保護基準額については臨時的な改定を除いて5年ごとに改定されるようでございますので、経過措置も含めて5年ごとの生活保護基準の改定に合わせて援助対象世帯の合計収入額を改定すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今おっしゃられるとおり、5年ごとの生活保護基準の改定がございますので、それに合わせて基準の部分についても精査してまいりたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） この部分については最後になりますけれども、決算審査特別委員会でやろうとは思っていたのですが、令和4年度の成果報告65ページに生活保護世帯の54世帯に福祉灯油を助成となっていますが、同じく62ページには被保護世帯数が84世帯、生活保護を受けている世帯が84世帯となっているのです。30世帯の差があります。30世帯も施設入所及び病院に入院中だったのでしょうか。あくまでも申請主義ということなのでしょうか。

さらに、このチラシには、対象となる世帯に生活保護による保護を受けている世帯という文言が平成26年度の記載からされていません。平成26年度は掲載されていません。25年の10月には記載があるのですね。なぜ記載がないのでしょうかね。そこも併せてお願いします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 決算書の中からの生活保護世帯と実際の支給世帯との乖離があるということでございまして、この件については担当課のほうで実際に中身を調べております。今おっしゃられたように、30世帯の数字が合わないということでもありますけれども、30世帯の全ての世帯で町内外の施設に入所している世帯ということで、申請漏れはないということで確認をしております。

また、福祉灯油の世帯となるとところに生活保護の世帯がチラシに載っていないというところでもありますけれども、これも生活保護世帯につきましては、生活保護世帯を福祉系のほうで把握をしておりますので、別途通知をして申請漏れがないような形で行っております。したがって、生活保護世帯には申請主義ではなく、こちらのほうからプッシュ型で行っているということで、申請漏れはないということで確認をさせていただいております。

以上です。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 申請漏れがないということで、ありがとうございました。

続きまして、2つ目の質問ですが、必要最少限度の人員で行政サービスを充実させることがこの計画の目的ということでございますが、総務省の地方公共団体定員管理研究会では、定員管理とは行政需要に応えるために適宜必要な職員を配置していくものであると言っています。広尾町の取組の説明を受けたところですが、職員数は足りているのでしょうか。

定員管理計画の4ページに、職員数の平成31年4月現在の類似団体との比較表が載っています。その時点で比較しますと類似団体との職員数に大きな開きはありませんが、今年、令和6年3月に公表された令和5年4月1日現在の類似団体別職員数の状況を比較してみますと、管内の広尾町を含めた類似団体は9町あるのですが、管内の9町の普通会計職員の平均は130人になっています。広尾町は120人です。この類似団体別職員数の状況については、全国では約7割の市町村が活用しています。早急に職員数を増やすことは無理だと思いますが、せめて行政需要に応じて適宜職員配置の見直しを図っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

それと、定員管理の適正化の効果がなかなか実感できないと思われませんが、行革推進計画の個表の6に推進方法、記載があります。「課ごとに必要人員数のモデル化を検討し、行政需要の変化に対応した」云々と書かれているように、職員配置によって事務の効率化を図っていただきたいというふうに思います。ごめんなさい。一つ一つやるのだからね。

1、議長（堀田） 大丈夫ですよ、個別で。

1、4番（雄谷） いいですよ。はい。

1、議長（堀田） 雄谷議員の中で3つ、4つに分かれているのかもしれませんが。

1、4番（雄谷） はい。

それと、有給休暇については30日以上ある職員が相当数いらっしゃると思いますので、連続5日間の計画年休については、職員数が足りていないのにできるわけないでしょうとつぶやいている職員がいると思いますけれども、できるにはどうしたらよいか考えてみていただければなというふうに思います。1つの仕事を1人に専任させるのではなくて、主担当、副担当のように複数の職員で担っていくことを実践してはどうでしょうか。

今回の質問の本題といえば本題になるのですが、病欠休暇については必要最小限度の期間とすると規則の第15条でなっています。

ところが、病院に検査結果を聞きに行く、町内の医療機関を受診するのに1日の病欠休暇を取っている職員がいます。この病欠休暇が適正に取得されているかを町として実態を把握するお考えはありませんでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 職員の定数の関係でありますけれども、全般的に議員もご承知のことだというふうに思いますが、職員数が現在足りていないという状況であるということも町長としても認識しております。このことについては、もう10年来職員採用に私も携わってまいりましたが、今の現状の中で役場の職員の部分については、一般行政職については十勝町村会で一括採用ということで試験を行っておりますけれども、なかなか応募人数がいない。極端に言いますと、10年前と比べると、10年前、十勝全体で400人程度いた職員の応募が、令和5年度現在では100人を切るというような状況で、4分の1程度にまで下がってきております。そういう中で各町村いろいろ工夫をしながら職員採用のことをやっているわけではありますが、実際に職員数が定員管理計画などと比較して、今、雄谷議員がおっしゃられたように、広尾町の部分については足りていないのだということは認識をしているところであります。

その中で、どのように町民ニーズ、行政課題に対応していくかというところで、職員数の採用については今後も引き続き力を入れてやっていかなければなりませんし、事務の効率化という部分についてもご質問がありましたけれども、それぞれの課、係の中で、事務事業といいますか、事務の効率化を図りながら、それぞれの職員が工夫を凝らしながらやっていくということも併せながら進めていかなければならないというふうに思っております。

また、病気休暇の部分でありますけれども、病気休暇、必要最小限のというところでありますけれども、実態調査されているのかどうかも含めてのご質問でありましたけれども、実際のところ実態調査はしておりませんが、今後その部分についても検討させていただきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 厳しい話になりますけれども、病気休暇についてでございますが、お一人は私が直接お話しして本人は改善されました。ただ、1人は上司が話ししても改善されていないと、改善しないというふうに聞いています。全職員への周知はもちろんでございますけれども、実態調査を把握することによって、個別指導もしくは休暇を決裁する課長の研修会など、対処方法が変わってくるかなというふうに思いますので、ぜひとも病気休暇の取得状況の実態を把握していただいて、適切な病気休暇の取得の管理をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

町政執行方針に関する部分でございますけれども、本町のふるさと納税の返礼品の主力である魚介類が安定的に確保できない状況は認識しているところでございます。それに代わる安定的に供給できる返礼品を一緒に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

第5次の行政改革大綱は、平成29年に策定されて、平成30年から令和6年度までの7年間の計画ですが、第4次と第5次の間に2年間の空白がありました。なぜ2年間空白だったのか理由は分からないのですが、この7月1日で行政改革担当の課長職が廃止されるということでございますので、第6次の行政改革大綱は7年度からのスタートという理解でよろしいでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほど申し上げましたとおり、今年が第5次の行政改革大綱の最終年ということでありまして、6年度、7年度からの計画開始ということになるわけでありすけれども、それに向けて、今、担当課長も担当参事も配置しながら、策定作業に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 最後はちょっとお願いになってしまうかもしれませんが、第5次の行政改革大綱では、例を言うと、令和4年度の取組状況を年明けて令和6年の1月か2月に取りまとめて、3月下旬に行政改革推進委員会に報告していますよね。決算に合わせて10月上旬に報告できないものでしょうかね。とというのは、ほぼほぼ1年たってからの取りまとめ、報告では、取組が進んでいない事項の進捗がさらに遅れることになると思うのです。行政改革の取組をチェックするのが私の公約の一つになっていますので、町長とのお互い公約実現のために共に踏ん張っていききたいというふうに思っています。

以上です。ありがとうございました。

1、議長（堀田） 答弁は要りませんか。

1、4番（雄谷） 要りません。

1、議長（堀田） 次に、10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 私は、2点について質問いたします。

まず、1点目でありすけれども、コミュニティバス等の早期導入についてを質問いたします。

今日の本格的な高齢社会を迎え、高齢者や障がい者など交通弱者の足を確保し、地域コミュニティや社会参加を積極的に推進することが求められています。

加えて、高齢者ドライバーの交通事故が社会問題として取り上げられており、自動車免許の返納にもつながっています。しかし一方で、音調津、野塚、豊似など、買物等日常生活で自家用車の必要性は不可欠で、運転免許証の返納が困難な地域もあります。

このような状況下において、十勝管内でも本町以外の市町村がコミュニティバス、地域循環型バスやデマンド型乗合タクシー等の運行を無料または100円程度で実施をしております。地域の住民、とりわけ高齢者や障がい者の方の足を確保し、歓迎されているとのことでありす。コミバスを運行している市町村では、近年、市街地はもとより農村部においても予約制乗合タクシーを導入、高

齢者の皆さんが買物や通院、仲間同士の交流などにも利用しているとのことであります。

既に2000年度、平成12年度からコミバスを導入している音更町では、毎年度3万2,000人から3万4,000人が利用しております。2022年度の市街地のコミバスが1日当たり平均利用者数は80人で、年間利用者は3万2,000人、農村地域予約制乗合タクシーが1,002人の利用があり、コミバス運行事業に係る経費から利用料金を差し引いた1,150万円、農村部の乗合タクシーは700万円と、合わせて1,850万円の事業費となっております。

また、池田町では、2014年度、平成26年度からコミバスの本格運行を実施しており、2022年度の決算状況では、利用者が7,900人、運行経費が1,100万円となっています。その財源として、国土交通省が推進する地域公共交通確保事業として地域内フィーダー系統補助金を活用しております。この国庫補助金が260万円、運賃収入が50万円、町の一般財源は790万円となっています。

本別町も、同じ2014年度から地域内フィーダー系統維持計画に基づき、国庫補助の交付を受け、コミバスの運行をしております。2022年度の利用者数は7,920人、費用は1,320万円に対し、国庫補助金が260万円、利用料金を除く一般財源は1,050万円となっています。

上士幌町の2023年度の決算状況でありますけれども、コミバスの利用者が2,760人、農村部のデマンドバスの利用者が590人で、合わせて3,350人の利用があり、コミバスの運行経費は約900万円、デマンドバス委託料は680万円、合わせて1,580万円程度であります。これらの財源については、ふるさと納税基金が640万円、地域公共交通確保事業国庫補助金260万円、町の一般財源は680万円となっております。

このようにコミバスを運行している自治体のうち、農村部等の乗合タクシー等を除く町の一般財源は約700万円から1,000万円程度であります。国庫補助等を活用しながら運用することで、経費の軽減を図ることも可能でないかと推察をいたすところであります。

また、市街地コミバス運行に係る利用者からの料金を無償化しているのが豊頃町、士幌町や更別村の3町村、65歳以上の方に限って無償化している町村が足寄町、上士幌町、本別町、鹿追町の4町となっています。

しかし、無料化することによって国庫補助対象外となっている自治体もあります。コミバスを導入している自治体は、市街地においては毎日5便から8便運行し、子どもから高齢者までのニーズに応えています。

本町は、高齢者外出支援交通費助成事業として、本年度の予算で1,450万円を計上していますが、仮に本町市街地から75歳以上の方がタクシー券を活用して利用したとしても、月1,500円のタクシー券では1往復分程度しかありません。コミバスの場合は、日常的に利用できる上、車を所有していない75歳以下の方も利用が可能となり、多くの町民の方が利用できるものと推察をいたします。

ほかの町のようにコミバスがあると便利なのだけにと、高齢者の皆さんから多くの声が寄せられています。昨日の町政執行方針でも述べられたように、ずっと住み続けたいと思えるまちを築いていくためにも、一日も早く他町村が設置している地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、広く利用者、関係者などの町民の声を反映した下でコミバスの運行を実施すべきと思いますが、町長の答弁を求めます。

続いて、高齢難聴者に係る補聴器購入の助成について質問いたします。

高齢社会の今日、高齢化が進むに従い、耳が聞こえなくなる加齢性難聴は年々増加しております。高齢になり耳が聞こえづらくなったという加齢性難聴は、放置しておくとう日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、鬱や認知症の原因になるとも指摘をされています。加齢性難聴は、65歳を過ぎた頃から増加傾向にあると言われております。

一般社団法人日本補聴器工業会の2022年度の調査によると、我が国の補聴器所有率は15.2%に対し、デンマークは55%、イギリス53%、ノルウェー49%、フランス46%などと比較しても、極めて低い値となっております。欧米では難聴を医療のカテゴリーと捉え、公的機関の補助制度はありますが、日本では障がい者のカテゴリーで捉えているため、助成制度を絞り込んでいます。これが補聴器所有率が圧倒的に低い要因にもなっております。

さらに、補聴器の価格が片耳当たり10万円から30万円と高額であり、保険適用がないため全額自己負担となります。また、身体障害者福祉法に規定する高度・重度難聴の場合は、公的助成制度があるため、1割の自己負担で購入できることとなっておりますが、中程度以下は全額自己負担となり、そのため所有率が向上しない原因であると言われております。

2022年9月の定例会で今回と同内容でただしたところですが、そのときは、難聴が認知症の危険因子の一つであると認識をするが、補聴器による認知症の予防効果については十分な医学的知見が確立されていない状況であるとの答弁でありました。しかし、既に2015年、厚生労働省は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）で、難聴と認知機能の低下は明らかな相関関係が認められているとしています。加えて、補聴器による予防について研究が進められ、補聴器装着で認知機能の改善が得られたと報告をしています。したがって、難聴への認知症の予防法として最も有効であることが明らかになり、難聴がある場合は、できるだけ早く補聴器の装着を考える必要があると結論づけています。

また、厚生労働省・国立国際医療研究センターの委員である慶應大学・小川郁教授は、高齢者の難聴に何も介入しないと、会話ができないことで社会活動が減少し社会的に孤立し、鬱や認知症が進行する、脳が萎縮して意欲が低下し要介護度が高くなる、これにより医療費の支出も増加すると指摘をしております。

今日、高齢難聴者に係る補聴器購入に助成している自治体は、全国的に広がりつつあります。管内でも新得町など高齢難聴者の補聴器購入に際し5万円を助成し、生きがいと生活支援、高齢者の社会参加への促進を図るとしております。また、池田町、豊頃町、浦幌町、鹿追町など管内でも既に6町村が補聴器購入助成を実施しており、今後、助成を検討している町村もあります。

本町でも高齢化率が年々上昇していることを鑑みると、加齢性難聴は増加傾向にあると思慮されます。早期に加齢性難聴者の補聴器購入に係る支援をすべきと思いますが、町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、前崎議員のご質問にお答えします。

1点目の高齢者の足を確保するコミバス等の早期導入についてであります。

高齢化の進行が進む本町において、高齢者の外出機会を確保するためにも、交通手段の確保、公共交通の利便性向上は非常に重要であると考えており、第6次まちづくり推進総合計画においても「買物の足の確保」「公共交通の確保」を施策として掲げております。

現在、本町では路線バスとタクシーが公共交通を担っておりますが、利用者の減少や運転手不足などを要因とした減便や営業時間の短縮などが行われており、利便性が低下している状況にあります。

高齢者の足の確保を図るため、関係職員による委員会を令和2年度に設置して新たな手段を検討した結果、2年間の実証期間を経て高齢者外出支援交通費助成事業が令和5年度から本格的にスタートしております。

この事業は、75歳以上の高齢者に町内のバス、タクシー会社で使用できる助成券を申請により交付するもので、令和5年度の利用実績は申請率69.4%、利用率47.1%となりました。

市街地区の住民については一定の効果があつたと見ていますが、バス停からの距離がある農村地区においては利用者が少なく、まだまだ課題があるものと認識しております。

コミュニティバスの導入については、以前にもご質問いただいているところであり、高齢者や障がい者などの公共交通の確保という公益的な観点から地域住民の交通の利便性向上を図るものとして、その必要性については十分認識しているところであります。

また、国は、地域交通の「担い手」や「移動の足」の不足といった問題に対応するため、タクシー会社の管理の下、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする「日本版ライドシェア」を今年から新たに制度としてスタートしたところであります。

私の公約の中で、高齢者の外出支援の充実を図るため、「買物乗合タクシーの実証実験」を掲げております。

コミュニティバスや乗合タクシー、運賃の助成、ライドシェア、ほかにも交通確保のための様々な制度があります。その中で、本町の現状に合っているものは何か、他町村の先行事例なども参考にしながら、地域内交通の充実を図るべく検討してまいります。

次に、2点目の高齢難聴者の補聴器購入費助成についてであります。

加齢性難聴は、日常生活を不便にするだけでなく、コミュニケーションに支障を来し、社会参加や社会活動が減少することで、孤立などにもつながる社会問題であると認識しております。

また、難聴が認知症の危険因子の一つであることが示されており、介護予防の観点からも対策が必要であると考えております。

加齢性難聴者への補聴器の購入助成につきましては、補聴器の使用が高齢者のコミュニケーションを確保する有効な手段として全国的に助成制度を設ける市町村が増えており、本町にあっても、高齢者の日常生活や社会参加を支援し、健康寿命の延伸を実現させる取組の一つとして、来年度からの助成の実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

前崎議員。

1、10番（前崎） コミュニティバスの早期導入に係る再質問を行います。

先ほども触れましたけれども、高齢に伴って自動車免許の返納、こういった形も進んでおるところでございますけれども、実際これは同僚議員から頂いた資料なのではございますけれども、本町の運転免許証所有者4,237人おられるそうですけれども、このうち75歳以上の免許証所有者が630人、全体の15%の所有率でありますけれども、これが年間上昇しているという傾向にございます。こういった中で、昨年度の高齢者の運転免許証の自主返納ケース、21件にとどまって……

1、議長（堀田） 前崎議員、ちょっとお待ちください。傍聴席、お静かにお願いします。どうぞ。

1、10番（前崎） 自主返納ケースが21件にとどまっております。そういった上で、先ほども町長の答弁にありましたけれども、とりわけ農村地域の、今、町単独で実施している高齢者外出支援の関係のタクシー券の交付でありますけれども、例えば農村部においては1月当たり3,000円、4,000円という形で交付しておりますけれども、農村部ですとこの3,000円が片道分に相当するかしらないかというようなことも含めて、バス停からも遠いということで、利用者が非常に、先ほど説明あったとおり、交付率あるいは利用率も低い状況にあるのかなと思っております。そういった意味では、日常的な活用方法として、現状のタクシー券の交付も必要でありますけれども、やはりコミバスとかあるいはデマンド型タクシーですとか、そういった部分のことがこれから高齢社会、高齢者の足を確保するためにはそういったものの必要性があるかと思うのですけれども、その点についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 全体的に交通費の助成事業の関係につきましては、市街地に比べて農村地域の部分については、タクシー券の利用、交付申請率あるいは利用率についても低いという状況であり

ます。これに対して今ご質問のあったコミュニティバスの必要性という部分でありますけれども、実は十勝バスの関係、公共交通として十勝バスが運行しておりますけれども、そういった公共交通の全体的な、広尾町内でのタクシーも含めて、地域公共交通の計画というものを策定しなければならないということで、これは国からは努力義務という形で示されておりますけれども、広尾町全体としての地域公共交通をどうするかという部分、それについては今申し上げた地域公共交通計画をつくって、それぞれの事業者、そして町民、そして行政、こういった人たちがどういった協議を重ねていくかということ、それから、この計画をつくるに当たっても、やっぱり住民のアンケート等も行いながら、住民ニーズを十分に把握する必要があるというふうに考えております。

今後こういった公共交通の計画を策定する、そういった協議会についても開催していかなければならないというふうに考えておりまして、その中でも議論を進めていきたいなというふうに考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 本町が今実施しております高齢者外出支援交通費助成の関係については、これは一般財源で賄われておりますけれども、今年度予算が1,400万円を超える額ですけれども、実際の利用率を見ると4割程度かなと思うのですけれども。

先ほど先進事例として3町村ほどコミバス等の運営についてのお話をさせていただきましたけれども、例えば幕別町も早くからコミバスの導入をしております。そういった中で、芽室町もそうなのですが、コミバスを市街地で運行していて、大体10年程度経過した後に、いろんな住民要望を聞いて、そうすると当然、農村部にも公共交通バス、そういった配置をしてほしいという要望があつて、芽室町もそうですし、幕別町も予約型乗合タクシーを運行してございます。

例えば、ちょっと資料は古いのですけれども、令和3年度の幕別町のコミバスの年間利用者、これは市街地なののですけれども、1万9,000人なのですね。運行に係る経費については1,690万円あるのですが、国庫補助が590万円程度あるのですね。したがって、一般財源の持ち出しというのは1,100万円程度なののですけれども、この乗合タクシー、農村部のデマンドタクシー、これについては利用者は年間700人近くであります。当然、市街地のコミバスも100円、ワンコイン頂いておりますけれども、農村部の比較的市街地に近いところは1回300円、遠いところ、古舞ですか、ここは1,000円の負担金、利用料を取っておりますけれども、実際、幕別町もそうですけれども、芽室町も含めて乗合タクシーの1回当たりの乗車人員というのが1.4人から1.7人ですね。ですから、多分乗合といつても1人で乗るケースが多々あるのかなという気がしておりますし、これに伴う乗合タクシーの経費、大体700万円程度かかっております。

ですから、そういった意味では、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、そういった買物、乗合タクシーの実証試験ということを言われておりますけれども、市街地についてはそういうことではないとは思っているのですけれども、農村部については、例えば豊頃町ですとか浦幌町がやっているような、農村部に向けては週1便、2便のコミバスを周回して、そういった中でカバーしたりとか、

いろんな工夫をされておりますけれども。いろんな意味で町村のコストというのも、一般財源の持ち出しもかなりの部分でありますけれども、やっぱり高齢者の足を守るという観点では、そういった部分でいろんな工夫をしながら、なおかつ先ほど言った国土交通省の公共交通確保維持事業補助金、これらの活用を上手に適用していくといったことも含めて検討する必要があるかと思っておりますけれども、これについてもお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほども申し上げましたけれども、広尾市街地につきましては十勝バスが運行しておりまして、その十勝バスが市街地をぐるぐる回るような形でスクールバスの役割も果たしております。一方では、言ってみればコミバスの部分的な役割も果たしているという部分もあります。そういったことで、調整が必要な部分は出てくると思うのです。コミバスの部分については、やっぱりそういう市街地をくまなく回るということでもありますから、今やっている十勝バスの運行経路を一度見直して、元の例えば駅から発車をするというような形態に戻さないと、なかなか市街地でのコミバスの部分というのは難しいのかなというふうには思っています。

ただ、それもいろんな考え方がありまして、そういう元の形に戻した上でコミバスを運行した場合と、また、今、スクールバスを十勝バスがその代わりとして運行しております。今その経費も年間700万円程度かかっておりますので、それらとの費用対効果も検討しながら、どちらが有利なのか、そういった部分も含めて検討しなければならないというふうに思っております。

また、今ご質問にもあった農村部の乗合タクシーの部分についても検討するということでありまして、いずれにしても先ほど申し上げたとおり、高齢者の外出機会を確保するという部分で、公共交通の必要性という部分については非常に重要と考えておりますので、国の補助金等も活用しながら、まずは地域での協議会的なものを、地域公共交通の協議会、こういったものを開催して協議を重ねていくということが必要だというふうに思っておりますので、その立ち上げについても検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 実は、冒頭の中で、十勝管内で帯広市もコミバスの導入をやっております、コミバスもしくは乗合タクシー等々で、本町以外は全ての町村が何らかの形でそういった導入をしております。

そういった中で、陸別町が令和3年度にコミバスの運行を廃止したのです。例えば令和元年度の部分でいきますと、事業費が約700万円程度、利用者が1,500人程度だったのですけれども、その後、令和3年度にそれを廃止して、令和4年度からデマンド型乗合タクシー、これを実施しております。陸別町、ご承知のとおり5月末の人口が2,145人なのですけれども、令和5年度のデマンド型乗合タクシー、これは1回乗るたびに200円、利用者が利用料金を払うのですけれども、延べ利用者

数が1万3,080人で、これに係る経費が1,953万円なのです。例えば広尾町に換算したら、これ全部一般財源なのですけれども、4,000万円を超える額を陸別町は投じて、いわゆる陸別町民の利便性、足の確保のためにやられているということなのですけれども。

今いろんな町で人口減少、そういった中でどうそれを食い止めるとかということで、いろんな形でこういった大きな財政負担を講じながらも実施をしているというのが、私が今まで各町村の聞き取りをした内容の中での自治体としての公共交通の確保ということでやられておりますけれども、この点についてどのように考えているかお答えをいただければと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほど来申し上げているとおり、高齢者の足の確保を図るという部分については、これからの人口減少も踏まえて必要な部分だというふうに思っております。本町の現状に合っているものは何なのかという部分を十分に検証しながら、他町村の先行事例、今お話にもありましたけれども、そういった部分も参考にしながら、地域内の交通の確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 次に、高齢難聴者に係る補聴器購入助成についての再質問をいたします。

この補聴器購入助成事業については、今までも何回か取り上げてきたところでありますけれども、直近では、先ほども言ったように、令和4年の一般質問でも取り上げさせていただいたところであります。その中で町として補聴器に関する相談件数が年数件であるということで、その補聴器の購入のニーズはそう高くないという答弁でありました。しかし、このときの私の一般質問、質疑のやり取りをネットで見えておられた帯広市の補聴器屋の営業職員の方から連絡がございまして、その方は管内の町村を回られて補聴器の営業されている方なのですけれども、当然広尾町にも月1回、2回見えられている方なのですけれども、広尾町の補聴器の利用者数といいますか、その方が担当しているのが広尾町だけで100人ぐらいいるということで、管内的に見ても人口比では広尾町は多いほうですというような言い方をされました。

以前も取り上げたことがあるのですけれども、根室市に以前問合せしたときに、根室市は早くから補聴器の助成をやっておりますけれども、根室市の担当者は、やっぱり漁業の町として、機関室といいますか、船内の狭いところでエンジン音等が大きいということも多少影響しているのではないかと。したがって、根室市もそうやって高齢者に難聴者が多いですよというような話はされておりました。これは医学的な根拠はありませんけれども、そういった意味で見ても決して広尾町のニーズは高くないわけではなくて、ほかの補聴器屋さんも含めて一定程度あるという認識でありますので、その点も含めて町としても、実施に当たって住民の皆さん、特に高齢者の皆さんのそういった要望等を把握する必要があるのかなというふうに思いますけれども、その点

についてお答えをお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 過去においてそういった答弁があったということでもありますけれども、お話ししたとおり、町として来年度からの助成に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

ニーズの部分についてであります。福祉係が担当でありますけれども、地域包括支援センターも含めて、役場でそういったニーズを聞いていないということは事実だと思っておりますけれども、相談する場所が分からないとか、そういったこともあるのだというふうに思いますが、過去においてそういった話であったということでもありますけれども、認知症の予防効果が一定程度認められるという部分で、先ほど前崎議員からもお話ありましたけれども、そういった部分を考慮しながら本町にあっても検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 先ほどの町長の答弁で、いわゆる高齢者の日常生活、社会参加を支援して健康寿命の延伸を実現させる、その一環として来年度から検討したいということでもありますので、この間、私も何回かこの場で取り上げさせていただきましたけれども、今の今回の町長の英断に対して敬意を表して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

1、議長（堀田） 次に、6番、松田健司議員。

登壇の上、発言を許します。

1、6番（松田） 私は、2023年4月1日にできた新たな行政機関であるこども家庭庁の発足に伴い施行された「こども基本法」に対する広尾町の取組について、質問をいたします。

こども基本法とは、こども施策を地域社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律であり、「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」「児童の最善の利益」の4原則から成り立っており、広尾町ではこれに基づき「こども計画策定委託事業」として718万1,000円が新年度予算の中に計上されたところですが、今後、「広尾町こども計画」策定に向け、どのような工程をたどり施行されるのか。

また、今までにあった「広尾町子ども・子育て支援事業計画」と比較し、どういった点が向上し、何が見込まれるのか。そして、これから始まろうとしている新しいまちづくりの中で「広尾町こども計画」をどのように捉え、活用されるのかを町長に伺います。

続きまして、町政執行方針に対する3点の質問をいたします。

1点目は、キャンプ場の整備についてになります。

広尾町のキャンプ場整備については、整備費用の拡大やシーサイドパークにおける倒木の危険性のある樹木の問題等により、キャンプ場の整備計画が現在白紙の状態にあると認識していますが、広尾町キャンプ場整備における現時点でのお考えを町長に伺います。

2点目は、地域おこし協力隊についての質問になります。

町政執行方針では、地域おこし協力隊の制度を活用して移住・定住の促進につなげるとありますが、そもそも地域おこし協力隊とは、過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることを目的とした制度であり、2023年度総務省公表の協力隊員定住率では、全国平均が65%、全道平均が72.5%になっており、それと比較し、広尾町での協力隊員の定住率が相当低い状況にあると認識しています。

若者や子育て世代の方たちに対して広尾町への移住・定住を促進していくには、地域おこし協力隊員の任期満了後の地域定住率を全国平均にまで引き上げていくことが必要であると認識しており、そのためには地域おこし協力隊員が広尾町での定住を断念する要因をしっかりと分析した上で対策を練ることが求められるところですが、現在、町部局では、このような現状をどのように分析されているのかを伺います。

3点目は、広尾高校の持続的発展についての質問になります。

広尾町におけるまちづくりの根幹を担う広尾高校の持続的発展は、広尾町にとっての最重要課題の一つと認識していますが、町政執行方針では、町による補助、サポートプラン13の継続と新たな支援の検討という、文章にして2行ほどの方針しか示されていません。

広尾高校存続に対する考えや、その情報発信に対して、町民の関心は依然として高いことから、広尾高校の存続を可能にする持続的発展への考えや、今後の入学見込み者数等について町長に伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、松田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「子ども真ん中社会」実現の取組についてであります。こども計画策定の工程についてのご質問であります。4月に委託業者と契約をしまして、その後、業務打合せ等を行い、現在はアンケート調査票の作成作業を行っているところであります。

来月にはアンケート調査を行い、8月に調査の集計・分析、9月に現状の分析や課題の整理を行い、10月には計画の素案を作成し、民生児童委員、保護者代表、教育関係、青年代表、行政代表により構成しているこども計画の会議を開催し、ご意見等をいただき、その後、12月には全町民にご意見等をいただく予定となっております。

その後、こども計画の会議により計画をまとめ、来年3月の定例議会で行政報告をさせていただきたいと考えております。

2点目の第2期広尾町子ども・子育て支援事業計画と比較して、新たに作成する計画がどのよう

に変わるのかというご質問であります。

これまでの計画も、こども基本法と同様の考えを基本理念として作成しております。「すべての子どもはその生命と人権が尊重され、子どもは、家族の一員として掛け替えのない存在であり、社会を担う力として大切な存在となり、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての町民に共通する願いである」としております。

この考えは新たな計画でも変わらず、それを踏まえ、保護者はもちろんのこと、子ども本人の意見も聴いた上で、広尾町の地域性に合った子育て支援を計画に盛り込んでいくことを考えているところであります。

また、3点目のこれからのまちづくりにどのように活用されるのかという点についてであります。こども計画において、現状でできる内容、今後広尾町としてやらなければならない内容を模索しながら、先ほども申し上げました「子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つ」を目標とする中でこども計画を策定し、「広尾町まちづくり推進総合計画」においても子育て支援の充実を目標とし、現状と課題を踏まえ、現在、広尾町で取り組むべき内容として様々な施策を考えてまいります。

最終的には10年後の目指す姿として、「安心して子どもを産み育てられるまち」に到達できるよう取組を進めてまいります。

次に、町政執行方針に係る1つ目のご質問、キャンプ場の整備についてであります。

キャンプ場の整備につきましては、現時点の考え方についてであります。昨年6月定例会にてシーサイドパークのキャンプ場再開を断念する旨を表明したところであります。ほかの場所でのキャンプ場整備の可能性などについて、時期や整備する場所にとらわれず、町民皆さんの声をお聞きしながら議論していかなければならないものと考えております。

その後、昨年度中に町職員によるキャンプ場検討会議を開催し、その方向性や規模などを議論してきたところであります。

今後におきましては、商工会などの関係団体を加えたキャンプ場検討会議を発足させ、開始時期などにはとらわれず議論をしていきたいと考えております。

町政執行方針の2つ目のご質問、地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊は、都市部の人材を人口減少や高齢化等の進行が著しい地方の新たな担い手として受け入れ、地域力の充実と強化を図る取組として平成21年度に創設され、今年で16年目となっています。

令和5年度は、全国で1,164自治体、7,200人、北海道は全国最多の162市町村、1,084人、十勝管内では19市町村、114人の隊員がそれぞれの任務に就き、地域のために日々活動しております。

本町におきましても、現在8人の隊員が農業、林業、商工業の振興、移住・定住の促進、空き家の利活用を任務として活動しております。

本町でこれまでに任期を終えた8人の隊員のうち、4人は本町に残りましたが、残り4人は町外へ転出し、残念ながら定着には至りませんでした。

総務省の調査によると、直近5年間に於いて任期終了後の約70%が活動地と同一か近隣市町村に定住しており、同一市町村内に定住した隊員のうち46%が起業、36%が就業している結果となつて

おります。

地域おこし協力隊は、任期満了後もその地域に定住してもらうことを目指す取組であり、本町で活動している隊員につきましても、任期終了後も引き続き広尾町で活躍していただきたいと思っております。

しかし、隊員が任期途中で退任して地域を離れてしまう例も全国で多く発生しており、その理由は、地域になじめない、自分の理想や希望と現実のギャップ、行政とのコミュニケーション不足などが挙げられております。

また、地域に根づきたいと思っていっても、仕事がなければ難しいということもありますので、活動中から任期終了後の就業・起業に向けた支援を行っていくことも必要であろうと思っています。

本町では、隊員の受入れに際し、隊員に求める役割を明確に伝え、地域に溶け込めるように積極的にバックアップする、隊員が活動で悩むことがあれば随時相談に乗るなど、支援体制を取っております。

本町の隊員の皆さんは、広尾町での日々の生活を楽しみ、地域のために何かできないか、日々模索しながら一生懸命活動しております。隊員が気持ちよく地域で活動していくためには、隊員と役場、地域の皆さんとの信頼関係を構築していくことが重要と考えております。

そのためには、地域の方に「地域おこし協力隊」がどういう活動をしているのかということを中心に伝え、ご理解を得た上で隊員の活動を応援していただくことが非常に大事だと考えております。隊員と地域のつながりが深まれば、任期満了後の定住にもつながります。

これまでに実施している町民への活動報告会のほかにも、町民と交流するイベントの開催など、隊員の活動を知っていただくような機会をつくってまいります。

また、地域おこし協力隊が先般NPO法人を立ち上げたところではありますが、例えばそのような組織を活用するなど、地域が隊員の活動を支える仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

次に、町政執行方針についての3点目の広尾高校の持続的発展への考え方についてであります。

広尾高校は、特色ある教育の一環として、広尾中学校との連携型中高一貫教育を推進し、学力向上をはじめ豊かな心の育成など、その成果は着実に現れています。

広尾町は、この中高一貫教育で培った知識や経験をさらに発展させ、小中高、同じ制度で導入したコミュニティ・スクールを含め、将来は12年間を見通した小中高の連携を目指しています。

さらに、広尾高等学校は、年間を通じて地域の様々な活動に参加をして、地域コミュニティの活性化に寄与しており、地方創生に欠かせない活動を続けています。在学中に地域と連携した様々な活動を経験することで、多くの生徒が地元企業へ就職しており、地域社会の担い手の育成にも大きく貢献しており、将来の地域経済を支える人材輩出の使命を担う高校として、地元企業からも強く期待をされております。

このようなことから、広尾高等学校は地域の核となる学校であり、その特色ある教育はこれからも継承していかなければなりません。

令和5年3月に「これからの高校づくりに関する指針」が改訂され、北海道教育委員会で示されている基準としては、2年連続で入学者が20人未満となった場合に再編整備の対象となるとされて

おります。

今後の入学者の見込みといたしまして、今年度の広尾中学校卒業見込み者数が54名、それ以降についても小学1年生まで各学年で30名を超える児童生徒が在籍しておりますので、地元進学率を6割程度維持することで、町外からの入学者を合わせて広尾高校存続に十分必要な入学者を確保できると考えております。

これからも、中高一貫教育を軸に下宿等の確保や様々な効果的支援を続け、広尾高校の存続に尽力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（前崎） まず、通常一般質問についての再質問をさせていただきます。

今いただいた答弁では、10月には計画の素案を作成し、民生児童委員、保護者代表、教育関係、青年代表、行政代表によって構成することも計画の会議を開催とありますが、民生児童委員とは、民生委員と児童委員という解釈でいいのか、また新たに民生児童委員を設けるのか、そしてまた、各代表の構成員とはどのような方を想定されているのかを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、ただいまの質問につきまして、民生児童委員の部分につきまして説明させていただきます。

新たに設けるのではなくて、民生児童委員の中に主任児童委員という方がおられます。その主任児童委員の方を委員の構成として配置いたしております。

以上です。

1、議長（堀田） 答弁漏れだね。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 申し訳ございません。委員がどのような方が入っているかということでした。

今言いました主任児童委員が1名、それと町内の保育園、保育所、学校のPTAの代表の方、保護者代表といたしますが、その方が6名。あと、学校関係者として4名、小中高の校長先生を委員に配置します。それと広尾町にいます青年の方の代表、青年会になりますが、その青年会の代表の方を1名、あと行政として副町長が1名、合計13名で構成した委員会となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） こども家庭庁のホームページ上にある、こども基本法に対する概略の最初には、「こども政策を推進するにあたり、何よりも大切にするのは、こどもや若者のみなさんの意見です。こどもや若者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかにつづける「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者のみなさんの声を聴き、反映させることを地方自治体と連携して政策に反映する取組を社会全体で推進していく」とあります。その上で、2点について伺います。

子ども・若者世代の意見を丁寧に吸い上げ、広尾町の様々な施策に反映させるためには、まちづくりに関する各種様々な会議の構成員に、10代、20代の参加を積極的に進めていくことが求められるところですが、その点について伺います。

もう一点は、一つ一つの会議を有意義なものにしていくためには、参加者から意見を引き出し、議論を円滑に進め、最終的に合意を得る役割を担う、いわゆるファシリテーターの育成も重要な課題であり、会場の場におけるファシリテーターの役割の重要性をしっかりと認識した上で、その育成に対して本気で取り組む必要があると考えますが、その点について町長に伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今、松田議員からありましたとおり、子ども、若者の声を聴くという部分で大切な計画でありますから、そういった声を大事にして計画をつくりなさいという趣旨であります。広尾町のこの計画に対しての意見聴取の方法、今、担当課長のほうからもお話ししましたがけれども、まずは子ども・子育て会議の中で各委員からのご意見を伺うという点が1点。それから、町民全員に対しますパブリックコメントも行います。それから、子どもへの直接意見をいただくということで、各小中高の学校に担当職員が訪問し、例えば児童会ですとか生徒会、こういったところから意見を聴くということも想定しております。また、就学前の子ども、それから低学年の児童に対しても、計画に対しての意見聴取という形では行いませんけれども、何か機会があれば、例えば保育園、学校は楽しいか、いつもどこで遊んでいるかなどの広尾町に住んでいる小さい子供の意見も聴いていきたいというふうに考えているところであります。

また、アンケート調査についても計画をしております。先ほども申し上げましたけれども、7月以降、アンケート調査というところでありまして、その中で生活のニーズ調査の部分では、就学前の児童のいる子育て世帯に対して、それから小学校の児童のいる全世帯に対して、合わせて257世帯になりますけれども、こういった世帯にまずニーズ調査を行う。それから、生活実態調査ということで、これは学校でアンケート調査を配付いたしますけれども、小学校5年生から6年生の児童、それから中学生は全員、それから高校生も全員、それから小学校5年生から6年生のいる全世帯に対して50世帯、それから中学生、高校生のいる全世帯ということで、これについては183世帯を予定

しておまして、今、議員のご質問のあった、10代、20代、そういった若い世代の意見を丁寧に聴くという部分で、この計画策定に対して配慮を行っていきたいというふうに考えております。

また、2点目のご質問でありました、やっぱり意見を出しやすい会議という部分については、非常に重要なところだというふうに考えております。具体的にどういった進め方をするかというのは今後また検討してまいりますけれども、そういった進行役の部分についても検討を進めながら適宜対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） ただいまいただきました答弁では、丁寧に若者世代、当事者世代にしっかりとアンケート等で意見を聴いていただけたということが分かりましたが、一番、最も言いたいのは、そもそも様々な会議の構成員自体に10代、20代の方たちを含めて会議を進めていけないかという、それがこのたび出されたことも基本法の趣旨だと認識しておりますので、その点についてもう一度伺いたいということと、あとファシリテーターの育成という部分では、既に毎年何名かの職員の方がファシリテーターの講習を受けていらっしゃると思いますが、その成果というのですか、ファシリテーターの育成を受けた方が、私も様々な会議に出させていただきますけれども、何かファシリテーターの育成講習を受けたというような手応えとか、その手法を使ったようなものが見受けられないという部分もあるのですが、今後、今お話しされたように、その部分が会議が成功するか成功しないかを握っている重要な役割になってくる、その部分を外注せずに職員の方にしっかりと役割を担っていただくことが、これからのまちづくりにとても必要なことだと考えておりますので、その点についてもう一度伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） この会議に限らず、構成員について10代からのというところであります。すぐにその部分を解決できるかどうか、ちょっと検討させていただきたいというふうに思いますけれども、できるだけそういった形で各種会議に、その会議の種類にもよると思うのですが、特にこういった子どもが主体となる、主役となるような計画に関しての構成員について、どのような形でやれば実現できるのかという前向きな方向で考えさせていただきたいというふうに思いますけれども、なかなか小学生とかということになると学校の関係とかもありますので、時間的にあるいは曜日の部分もあるでしょうけれども、そういった課題もいろいろ解決しながら実現に向けていければいいかなというふうに思っております。

また、ファシリテーターの部分なのですが、ちょっと私、その部分は承知をしていないのです。申し訳ありません。いずれにしても、会議の部分でも重要な役割を果たす部分でありますので、その点については今後も引き続きそういった形で、会議の成功をファシリテーターが担うというような意識で職員も進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

松田議員。

1、6番（松田） 「子ども真ん中社会」実現への取組についての最後の質問をいたしたいと思います。

午前中、先ほど申し上げたような、会議等の場でも出された意見やアイデアが該当する施策に対して、どの部分が反映されたのか、もしくはどのような理由で反映されなかったのかを当事者や発言者、この場合は子ども・若者世代に対してしっかりとフィードバックしていくことがまちづくりに関する施策を磨き上げ、さらにいいものにするためには必ず求められることと認識しておりますが、その点について町長に伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） この計画の策定に限らず全ての町の、まちづくり計画等々もそうでありましてけれども、いろいろな意見、会議の場、それからアンケート、パブコメ含めて、いろんな意見をいただくわけでありまして。そういった、いただいたご意見をどのように計画に反映させるのか、させたのか、あるいはどういった理由でできなかったのか、そういったことをフィードバックすることは大変重要なことでありますので、今後につきましても、今までも例えば次の会議でこういう理由で反映しました、しませんでしたという部分はやっている部分でもあります。ただ、全てについてそういったことができていない部分もありますので、いろんなツールを使いまして、例えばホームページ上で公開するとか、意見公募については、パブコメについては、採用された意見、採用されなかった意見を含めてホームページのほうで全て公開しておりますので、そういった手法も用いながら町民の皆さんに丁寧に説明していくことが必要だと思っています。今後もそのような形で進めてまいりたいと思っています。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） とりわけ若者・子ども世代に関しては、より丁寧なフィードバックをお願いしたいと思います。

続きまして、キャンプ場整備についての再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、その方向性や規模などを論議したところであるという答弁をいただきました。方向性や規模などの論議、もう少し詳しく、その場で方向性や規模をどのような共通認識を持たれたのかという部分を教えていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） その内容でありますけれども、結論を得たわけではございません。例えば場所の問題ですね。場所については、今まで行っていたシーサイドパークですとか大丸山森林公園あるいは新しくできる公園、それ以外の場所も含めて、どういった場所がいいのだろうかという議論ですとか、それから方向性の部分につきましても同じでありますけれども、やるとする場合にどういった事業主体でやるのがいいとか、あるいはそこでやる場合も整備費の部分についても議論がされました。そういったところで、中身の部分についての検討会議の中では、その方向性と規模を議論したのですけれども、結論は出ていないというところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 答弁の中でも、開始時期などにはとらわれず論議を続けていきたいというふうに書かれています。また、田中町長の公約の中で、キャンプ場のことにも触れられているところがありますが、町のリーダーである町長の現在のキャンプ場に対する思いを改めて伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 私の公約の中でも、キャンプ場の再整備の検討というところで掲げさせていただきました。この半年間の中で、選挙も含めて町民の皆さんからご意見を聴かせていただいた中で、やっぱり広尾町へ来るきっかけとなる、そういう観光資源としてのキャンプ場、こういったものが必要でないかというご意見もいただきました。そこで、やっぱり交流人口、関係人口を拡大していくためにも、広尾町に活気を取り戻していくという場面でも、キャンプ場を整備するという方向がどうなのかという部分を検討していく必要があるだろうということでもあります。その規模ですとか場所について、ただいまも庁舎内で昨年度、役場職員による検討会が開かれたということでもありますけれども、その方向性や規模などについては結論を得ていないというところでありまして、よく言われる身の丈に合ったという部分もありますけれども、そういう部分も含めて開発コストですとか維持管理コスト、こういったことも勘案しながら、検討会の部分については、商工会の青年部ですとか、そういったところにも声をかけ一緒に議論をしながら、再開時期の部分については、その議論の中でまた再度詰めていきたいなというふうに考えております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） それでは、町政執行方針2点目の地域おこし協力隊に関する再質問をさせていただきます。

私の1次質問の中では、現状、町部局ではどのような分析をされているのかというふうにお伺いしたところでありますが、答弁の中では、任期途中で退任して地域を離れてしまう例も全国的に多く発生しており、その理由は、地域になじめない、理想や希望と現実とのギャップ、その他もろもろが挙げられているところではありますが、それらを加味して全国平均、全道平均が出ているわけでありまして、それと比較して広尾町の定着率、ぐっと低い状況が続いているということです。

難しい問題ではあるのですが、そこには必ず広尾町に限った何か定着し難い要因が潜んでいるかもしれないという思いで町長の分析をお聞きしたかったというところなのですが、その辺のところ、何か我が町に限った要因や理由があるとお考えなのかどうか、町長に伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 大変難しいご質問でありますけれども、全国平均と比べて我が町の定着率が低いという状況、ここには松田議員がおっしゃるような原因が必ずあるのだというふうに考えております。

その上で、今まで進めてきた隊員の受入れに対する、広尾町の思いも申し述べさせていただきました。やっぱり隊員を受け入れるに当たっては、広尾町に定着をしていただく、そして地域おこし協力隊の任務である地域そのものの地域おこしという部分で様々な任務をお願いしているわけでありまして、この任務を遂行していただいた上で広尾町に残っていただくということのお願いをしているわけでありまして、先ほど来言っております、地域になじめないですとか、理想と現実が違ふとか、コミュニケーション不足であるとか、そういった部分で辞めていかれるというふうに聞いております。

ただ、何度も言いますように、その裏には何か別な要因があるのではないかとということでもありますけれども、この部分については、今、8名の方々が実際に活動しておりますので、こういった隊員の方々ともきちっとコミュニケーションを取りながら、そういった原因がもしあるのであれば、それを取り除く形で進めていきたいと考えております。

いずれにしても、地域おこし協力隊の活躍なしでは今のこういった地方創生に取り組んでいる広尾町の現状、職員不足の話も前段でありましたけれども、大変地域おこし協力隊が活躍しているということでもありますので、今後も地域に定着していただくような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 最初にいただきました答弁の中で、地域おこし協力隊員がNPO法人を立ち上げて、例えばそのような組織を活用して隊員の活動を支えるような仕組みづくりを進めていきたいというふうにお話しされました。先輩の隊員が新しく入ってくる隊員をサポートしていく仕組みは、とても大切で素晴らしいことだと思いますが、あわせて、広尾町にもともと住む我々、長年住む町民がしっかりと協力隊員を支えていくような組織づくりも同時に進めていくことがこれから必要であり、そこに何か定着率を上げる活路があるように感じております。

広尾町の自然やすばらしさ、また、日高山脈を背景としたこの広尾町のよさを長年住んでいる我々がしっかりと協力隊員に、または新しく入ってこようとされる移住される住民の方たちに対して伝えていく、紹介していく、そして歓迎していくようなムードづくりをやはり行政主導でつくっていかねばならないなど。理想を言えば、民間のほうで立ち上がってやっていくというのが理想の形ではあると思いますけれども、前町長のときも何度かお話ししましたけれども、どちらが先と言わずにしっかりとリードしていくというような形で民間組織を立ち上げる、声をかけていくというようなことを後押ししていくようなお考えも必要だと思うのですが、そのことについて町長の答弁を求めたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今おっしゃられたとおり、NPO法人を立ち上げた先輩隊員が新しく来る地域おこし協力隊の方々を支える取組ということでもありますけれども、今おっしゃられたように地域の住民が、先ほども申し上げましたとおりではありますけれども、地域おこし協力隊がどういう活動をしているのかということを中心に理解した上で隊員を支えていくということが大変重要なことだというふうに思っております。民間組織がということでもありますけれども、そういった方向になるように役場としても支援していきたいと考えております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） それでは、最後の広尾高校持続的発展への考えについての再質問をしていきたいと思います。

先ほどいただいた答弁の中では、今後の入学者見込み、相当数の数があるということで、しばらくは高校の存続に対して十分な、必要な入学者を確保できるというふうに伺いました。

しかしながら、最近では、地理的に統廃合が難しい小規模校、いわゆる地域連携特例校、この統廃合も道教育委員会の計画案に最近盛り込まれたところでもあります。この制度は、もともと人口減少が進む地域での教育機会を保つため、北海道教育委員会自らが導入した制度にもかかわらず、その指定校が統廃合の対象になるというような事態にもなっております。こういうことから、この先取りあえず数字的にしばらくは安泰だということではありますが、先を見越した高校存続への取

組、例えば町外や全国から生徒を募集するような取組についても、今後、早急に検討していく必要があると認識しますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今、地域連携特例校のお話がありましたけれども、今後、地元の児童生徒が減少した場合は、道内からの入学者の受入れも視野に入れてくなくてはならないというふうに考えております。道外からの入学者を受け入れるためには、地域の教育資源を活用した教科、科目を3単位以上履修できる教育課程を編成することが必要となってまいります。

広尾高校では、今年度から広尾地域学の授業を行っております。現在は第3学年のみでありますけれども、3学年全てで実施できれば道外募集が可能となります。地域学の導入に当たっては、各産業団体や役場も関係部署が講師の選定等に協力をしているところであります。今後も、引き続き町として地域学の実施について全面的に協力していきながら、広尾高校の持続的な発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

（「終わります」の声あり）

1、議長（堀田） 次に、1番、斎藤弘樹議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（斎藤） 私から一般質問を2点させていただきたいと思います。

まず、スポットバイトというサービスの普及についてお伺いします。

本町の労働力不足による影響は、大変深刻となっております。求人を出してもなかなか応募が来ない、そんな状況にあるかと感じております。

広尾町による「広尾しごと」という事業、こちらは広尾町版の町内版ハローワークのようなものです。こちらについて一定の実績はあるかと思うのですが、それでも依然、人手が確保しにくい状況にあります。

商店や飲食店は、人手不足により閉店時間が早まってしまったり、大人数の予約を受けることが困難なため機会損失してしまったりと、単発や短時間でもアルバイトが必要とされる場面、一次産業においても、酪農業であったり、漁業においても昆布の時期に昆布を干す作業、シシャモの時期に魚を選定する作業など、繁忙期にピンポイントで労働力を確保したい、そんな場面があるかと思っております。

そのような中、近年、都市部ではスポットバイトと呼ばれる、単発で短時間のみ働く、そんな働き方が増加しております。期間は数時間から1日、土日のみなど様々で、このような働き方が、今後、地方にも普及していくのではないかと考えております。

スポットバイトの求人マッチングサービス会社、そちらと自治体が連携している例も既にありまして、一例ではありますが、求人マッチングサービスのタイミーというアプリでは、道内においても観光業が盛んな小樽市、ニセコ町、倶知安町において連携協定を締結しています。また、先週、

6月20日になりますが、全国で初めて観光地以外の連携協定が十勝の清水町で締結されました。このように働き手の確保に向けて取り組まれている自治体、そしてこういうアプリ等を使った事例が幾つかございます。

そこで、まずお伺いしたいのが、冒頭にお話ししました広尾版ハローワーク「広尾しごと」、こちらを介して求人マッチが成立した実績数をお伺いしたいと思います。

続いて、求人マッチングサービスとの連携についてです。本町においても、いち早くこのような新しい働き方を普及させて、労働力不足の解消のためにも自治体としてスポットバイト求人のマッチングサービスと連携に向けて取り組んでみてはいかがでしょうか。清水町と同様、観光地と呼べる町ではありませんが、だからこそいち早く取り入れる必要があると考えておりますので、ご検討いただければと思います。

続きまして、役場職員の副業のルール緩和についてお伺いします。

近隣では、浦幌町やえりも町、様似町が、地域の発展に貢献する活動であるものであったり、浦幌町においては一次産業のみ、今、副業に従事することを認められています。浦幌町については、今後もほかの作業についても拡大していく意向があるとありました。本町においても、まずは役場の職員の方を対象にアンケートを行うなどして、副業に対してどれだけ需要があるのか、そういったものを把握した上で、必要に応じて副業のルールを緩和してみてもいかがでしょうか。

まず、お伺いしたいのは、事業者側の人員不足であったり過不足の状況、こちら、実態をどの程度把握しているのか、お伺いしたいと思います。

また、行政職員に対しても、副業への従事や有償による地域貢献活動を行いたいと考えている職員の方がどのくらいいらっしゃるのか、そういった実態を把握しているのか、お伺いします。

また、それらのニーズがあった場合、今後、町の職員の副業について積極的に認めていく意向があるか、こちらをお聞かせ願います。

続きまして、町政執行方針について2点お伺いいたします。

まず、商工業の振興についてです。

町政執行方針の中に、新規創業や新商品開発の取組を支援すると記載がございました。これは既存の起業家等支援事業補助金のことを指しているのかと思いますが、町長の公約の中に「商工業経営改善等補助金の創設」とありました。そこで、現段階で新たに補助事業の創設をご検討されているのであれば、どのような内容かお伺いしたいと思います。

最後となりますが、子育て支援、地域福祉の項目より「ファミリーサポート事業」についてお伺いします。

お子様の一時的なお預かりや送り迎えを行っている事業をされているかと存じますが、現在までの利用状況の実績を教えてくださいたいと思います。

また、町政執行方針内に今後普及を図っていくという記載がありましたが、まだこの制度を知らない方もいらっしゃるのではないかと感じております。今後、普及を図るためどのような方法で周知していくのか、その予定があればお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問とさせていただきます。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、斎藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目のスポットバイトの普及についてであります。

本町の働き手不足による影響が深刻であることは、認識をしているところであります。ハローワークで出されている広尾町の情報を見ても、この1年間で求職数が求人数を上回ることなく推移しており、人手不足となっている事業所が増えている傾向にあります。

町としまして、令和4年に地域おこし協力隊制度を活用し、広尾版ハローワーク「広尾しごと」を構築させ、令和4年度の実績になりますが、掲載企業38件、応募数18件、採用13件といった成果を上げてきたところであります。今年度におきましても、6月から新たに地域おこし協力隊を採用し、「広尾しごと」を活性化させていく予定であります。

近年、働き方の多様化が進む中、隙間時間の活用に特化した各種サービスやアプリが提供され、観光地において短期・短時間のアルバイトに一定の需要が生まれていることは承知しております。

運営方法や雇用する側の受入れ態勢など、行うべき課題はあるかと思いますが、「広尾しごと」を発展的に進めていくことにより、求人マッチングサービスなどと連携していくことが可能になると考えております。

したがいまして、現時点では「広尾しごと」をしっかりと発展させていくことが最優先であると考えておりまして、引き続き商工会など関係団体と協議を行っていければと考えているところであります。

2点目の役場職員の副業についてであります。

昨今の民間労働環境においては、柔軟な働き方へのニーズの高まりや、人口減少に伴う人材の希少化などの背景により兼業及び副業が促進されてきており、地方公務員についても、地域社会の中でコーディネーターなどの役割を果たすことを公務外での活動として期待されてきております。

しかし、地方公務員の兼業については、地方公務員法の規定により、許可なく営利を目的とした事業・事務に就くことは禁じられており、許可の要件としては、1つが業務に支障がないこと、2つが利害関係がないこと、3つが法に違反していないことなどが判断基準とされております。

本町においても、これらの基準を参考に、職員から申請があった際は、審査の上、許可を出してきたところであります。

町内の現状として、一部の事業所で人手が不足しているとの声は耳にしておりますが、労働力等のニーズについての情報は把握しておらず、職員の兼業に対する考え方についての調査も実施しておりません。

他の自治体の状況を見ますと、営利目的ではなく地域貢献と判断される事業に対し兼業の許可を出している事例が見受けられることから、本町においても、今後、職員から兼業の申請があった場合は、許可する際の判断基準の一つとしてまいります。

3つ目の町政執行方針に対する1つ目のご質問の商工業の振興についてであります。

商工業の振興につきましては、町長選挙の公約に、未来へつなぐ「持続可能」な町を目指して、商工業経営改善等補助金の創設を掲げさせていただきました。

私の試案ではありますが、目的としましては、商工業者の地域活性化を図るため、店舗等の改修、設備更新や広報宣伝などの助成を考えていたところであります。

現在、広尾町では、中小企業融資事業や起業家等支援事業を実施しておりますが、それらの事業を包含する補助金を想定しており、今後、商工会と協議を重ね、実現に向けて検討していきたいと考えているところであります。

町政執行方針の2つ目のご質問の子育て支援についてであります。

子育て支援のファミリーサポート事業についてであります。令和4年度から開始をした事業であります。子育ての支援を受けたい方と、子育ての支援を行いたい方、双方を会員として組織化し、会員同士で子育てに関する相互援助活動を行うものであります。

まず、依頼する側は、生後6か月から小学校6年生までの子どもを養育している方です。そして、子育ての協力をしたい方がサポート会員となり、自宅での預かりや保育施設等への送迎を有償で行うものであります。

1点目の利用状況の実績であります。令和4年度は、会員登録はありましたが、利用はありませんでした。令和5年度については、会員登録をしている実績が、9名のサポート会員、3名の依頼会員となっております。そのうち、実際にサービスの利用として、放課後児童クラブから自宅の送迎で5件の実績がありました。

ご質問の2点目の普及に向けた周知方法についてであります。今月初めに、ファミリーサポート事業の内容を記載したチラシを広尾小学校、豊似小学校、ひろお保育園及び豊似保育所を通じ、保護者に対し配付をいたしました。

来月7月号の町広報にサポート会員の募集のチラシを折り込みし、全世帯へ周知したいと考えております。

さらに、町内での集会等で周知できる場があれば、参加をさせていただきながら周知を図っていく、会員数を増やし、利用者の増に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） 答弁のほう、ありがとうございます。

まず、スポットバイトのほうから再度質問させていただきます。

広尾しごとの取組について、実際にこのように事業を行えば一定の成果を得られて、そういう実際、事業になると成果が出るということが分かりました。ありがとうございます。

今後、より雇用する側もハードルが下がるよう、募集方法の改善をしていく必要があるとは感じております。まず、広尾しごとの取組を強化、普及させることができれば、もう一步踏み込んだ働

き方や求人手段としてスポットバイトサービス、こちらの導入がふさわしいと考えております。

スポットバイトサービス、こちらメリットとしては、雇用する側は、雇用契約の関係の煩雑な事務だったりだとか源泉徴収票の書類の作成、こちらも全てアプリのほうで自動で作成されることがあります。そして、このような事務的な手間が省ける、そういったメリットが事業者側としてもあると思います。また、労働者側におきましても、様々な方が手軽にいろんな働き方をすることができますので、特に町内の学生さんだったり若者の方、こちらが一次産業であつたり水産加工業をはじめとする二次産業、こういったちょっと関わることがなかなかなかった業種にも、こういうアプリを通すことでいろんな経験をする機会を生み出すことができるのではないかなと考えております。もし、こういう広尾町に住んでいる若い方たちが町外へ出てしまったとしても、地元のこういう産業に関わったという経験は必ず生きてくると思いますので、そういった意味でもメリットは大きいかなと思います。このように、あくまでも理想ではあるのですが、町の産業と関わることで地元産業に対する理解が深まり、広尾町で働いていくことのイメージがしやすくなり、人手不足や後継者の不足に対する課題解決の一助にもなり得るのではないかなと思います。

まず、広尾しごとの取組を強化した上でとありましたが、行く行くはスポットバイトの活用に向けて関係機関とご協議いただきたいと思います。それで、やっぱり広尾しごとの充実と並行してこのようなスポットバイトサービスの導入については、今の段階でどの程度検討されているか、お伺いします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今おっしゃられたように、学生等にとっては地元産業に対する理解を深めるために大変重要な取組だというふうに理解をしております。

そこで、労働者対策ですとか人材不足に対する取組として、求人マッチングサービスなどの普及によってスポットバイトサービスが定着していくと気軽に働きやすくなる、そういう手段となるため、人手不足、それから後継者不足の問題解決にもなっていくのかなというふうに考えております。求人を出してもなかなか応募が来ない現状でありますので、まちづくり推進総合計画に基づきまして、商工会などの産業団体が主体となって求人情報の一元化を強化していくことが重要だと思っています。先ほど来申し上げております広尾しごとを発展させていく中で、必要とあれば求人マッチングサービスとの連携を検討していきたいなと考えております。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） ありがとうございます。答弁は結構なのですが、タイミー社のホームページが先週の木曜日に更新されていて、清水町との取組についての詳細が記されておりました。もうご覧になっているかもしれませんが、ぜひそちらのほうもご覧になっていただければと思います。

続きまして、役場職員の方の副業に対する質問を再度させていただきます。

先ほど、職員から兼業の申請があった場合に判断するというふうにありましたが、申請があった際にのみ認めるものではなく、副業を前向きに認めるように緩和していただければと考えております。役場職員の副業のルールを緩和することで、地域産業への貢献のほか、職員のスキルアップや産業の理解にもつながると考えております。それで、より地域に根差した行政職員という存在になれるのではないかと考えております。もちろん緩和するからといって職員に無理強いをするわけではなく、あくまでも意欲的、意欲のある職員が希望する場合認めるようなものになればいいかと考えております。そういった間口を広げることが必要かと思っております。

先述していましたが、近隣ですと浦幌町やえりも町、道内では鹿部町が2019年には副業の解禁をしております、漁業の盛んな地域が多いのも特徴と言えるかと思います。管内においても清水町であったり、新得町、池田町、このような農業が盛んな地域でもいち早く要件を緩和しております。

運用基準を明確に定めることは必要だと思いますが、積極的な副業への従事を促すものにしていただければいいと考えております。単に人手不足を解消するといったものではなく、役場職員の方が地域の方々と交流して、時に地域の課題に直接触れるなど、日常の業務にも生かすことができるのではないかと思います。広尾町の発展や活性化につながる副業を認めていただけるよう、まずは役場職員の方々に対しアンケート調査を行うなどしていただければと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、限られた人口と限られた労働力の中で様々な産業が継続していけるために、副業の緩和についても今後どのように進めていただけるのか、お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 町職員については、言うまでもなく地方公務員法の定めによりまして職務に専念する義務がうたわれているところであります。そういう中で、町職員の立場として勤務時間外においても公務に当たっての公平性、信頼性を損なわない活動が求められており、その上で地域の活性化や地域住民との交流などにつながる活動に職員が参加することは、社会貢献や職員のスキルアップにもつながるものと考えています。

副業のルールの緩和についてのご質問もありました。国においては、兼業の先進的な取組事例の調査を行いまして、許可基準の設定、許可基準の公表などを要件とし適正な運用を図るよう通知を出しており、地方公務員の社会貢献活動が積極的に行われるよう促しているところであります。

本町にあっても、職員のやる気を引き出す意識改革の施策の一つとして、兼業に対する職員の意向の確認、許可基準の明確化について、先進事例を参考にさせていただきながら実施に向け検討してまいりたいと考えております。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1 番（斎藤） 実施に向けご検討いただけるということで、ぜひよろしくお願いいたします。
続いて、町政執行方針につきまして再度質問させていただきます。

今このように、新規の事業者に対してサポートをいただいている状況ではあると思います。そこらでも大変必要なことだと思います。ただ、町内の事業者の中でも、今まで事業を営んできた方の中でも意欲的に新しいことに取り組まれたりとかされている方もいらっしゃると思います。そういった既存の事業者の方々にも何かサポート、補助していただけるように考えていらっしゃるれば答弁のほうをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほどの答弁の中でもお答えさせていただきましたが、町内の中小企業、小規模事業者の成長、事業の持続、発展等々を鑑みまして、店舗等の改修ですとか設備更新、広報宣伝などに対する助成を考えているところであります。内容については、今後また商工会のほうとも協議をさせていただきながら内容等を詰めたいたと考えておりますけれども、なかなか既存の事業の中で行っている中では、商店街、事業所含めて、例えば担い手、後継者の問題等々があつて、事業を継承していく上でそういったことがネックになっている部分もあるというふうに聞いているところであります。今後、中小企業や小規模事業者が持続的に今後も経営していけるような形での、そういった補助を考えていきたいと考えているところであります。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1 番（斎藤） ありがとうございます。

最後に、ファミリーサポート事業についてお伺いいたします。

今、生徒の皆さんを通して保護者の方々にチラシなどで配付されているということでしたが、ホームページの内容をもうちょっと充実させてみてはいかがでしょうかと感じております。なかなかまずファミリーサポート事業のページに行くのにも、ちょっとサイトの中、使い方が分かりにくかったりとか、開いてみても内容が概要しか書いていなかったりするので、すばらしい取組だと思うので充実させてみてはいかがでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今ご意見いただきました点を十分踏まえまして、このファミリーサポートに限らず、ホームページの充実については今後も進めたいというふうに考えております。分かりやすい広報に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） ご答弁ありがとうございました。

以上で、質問を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 一般質問は、終わったらずっと帰っていただいて結構です。

1、1番（斎藤） 承知しました。

1、議長（堀田） 次に、2番、尾矢利昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、2番（尾矢） 私は、次の2点について町長の考えを伺いたいと思います。

1点目ですが、防災・減災に関して、本町の災害対策、災害対応についてお伺いします。

これまで国内では、様々な大規模自然災害に見舞われております。直近では能登半島沖で発生した大地震は、皆様も記憶に新しいところだと思います。この地震により犠牲になられた方、被災された方々に対し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げるところであり、今なお復旧・復興に向け日夜作業されておられる皆様に対し、敬意を表するところでもあります。

このような大規模自然災害はいつどこで起こるかは誰にも分からないところであり、そのために日頃より住民の意識を高め、防災・減災の対策をしていくことは本町にとって大変重要なことでもあります。

そこで、私の調査によると、広尾町の災害備蓄は主に津波を想定し、500人、3日分の備蓄を目標に整備を進めているとお伺いしました。この数字が果たして多いか少ないかは大変難しい議論だと思いますが、備蓄をするということは、必ず管理をしなくてはなりません。特に飲料、食料に関しては期限がありますので、期限が過ぎれば廃棄、そして補充するといった作業になります。また、保管場所について、幾つかの施設に分散して保管しているとのことですが、その大半は旧広尾小学校体育館だと伺っております。

これらの備蓄品を使う機会がないことが一番ではありますが、近年、地震、津波、台風、集中豪雨など、様々な自然災害のニュースを見る機会が増えている気がいたしております。万が一、巨大地震が本町で発生した場合、多くの備蓄品がある旧広尾小学校体育館の耐震や地盤が大変気になるところであり、もし旧広尾小学校体育館が被災した場合、その備蓄はどうになってしまうのか、また、その水、食料等の災害用備蓄を必要としている町民はどうになってしまうのか、大変心配になっております。

さらに、その備蓄品が使えたとしても各避難所へ運ばなくてはなりません。その作業は町民の協力も必要になると思いますが、中心になるのは消防職員の方々や役場職員の方々になると思います。しかし、消防職員の方々も、また、役場職員の方々も自ら被災した中での作業となりますし、災害発生時は、被害状況の把握、町民の安否確認、安全確保、各関係団体への協力連携など、様々な業務が山積する中での備蓄品運搬作業となります。

そこで、私は、この災害用備蓄を商工業者と協力し行っではどうかと思っております。平時から行政と商工業者が協力し合い、災害時に備え、備蓄やその管理、さらには避難所までの輸送の一端を担うといった作業を含め、商工業者と協定を結ぶなど、どの方法が最良かは今はまだ分かりませんが、そういった議論を始めてもよいのではと思っております。商店においては、日頃より商業活動をするために飲料、食料、電池、ポータブル暖房器具など災害時に必要な様々な商品の在庫が各商店にありますので、災害時はその在庫を活用する、またはふだんの商業活動の中で確立しているコミュニティ能力を被害状況の確認、安否確認作業、さらには備蓄用物資の運搬のためのマンパワーなど、様々な場面でその機能は発揮できるのではと考えております。

国の強靱化計画に基づき本町でも広尾町強靱化計画を作成しているとのことではありますが、今年から5年間の計画の中に商工振興の強靱化の予算があまりないように見受けます。私は、広尾町の強靱化、災害発生時には、商工業者の力が非常に大きな役割を果たすと思いますので、この件について町長の考えをお伺いします。

2点目は、今、本町で増えている外国人技能実習生のことについてお伺いします。

この外国人技能実習制度とは、1993年に制度化されたものです。我が国で培われた技能、技術または知識を発展途上地域へと移転することによって、当該地域等の経済発展を担う人づくりに寄与することを目的とする制度ではありますが、現状では受け入れる企業にとって人材不足の中で非常にメリットのある制度であります。国では、この現実を踏まえ、外国人技能実習制度を廃止し、新たに外国人材の確保を目的とした育成就労制度の創設をするところであります。これは、人材不足の中、外国人の長期的な就労につなげる狙いがあります。

本町では現在、35名の外国人の方が生活しております。そのほとんどがこの外国人技能実習制度を活用し、本町に住民票を置き、広尾町民として町内の企業においては人材不足の解消の一翼を担っているのが現状であります。人材不足の解消の面では、受け入れる企業にとって非常にメリットの大きい制度ではありますが、受け入れる際の費用負担、また、実習生の家賃や光熱費には上限が設けられているために、その上限を超えてしまう場合は、全て受入れをしている企業の負担となってしまう。

町内の企業が外国人技能実習生を受け入れることで人手不足を解消し、健全な経済活動を行うことは町内の経済にとってとても大きなメリットがありますので、この企業負担の軽減のために、受入れの際の費用負担の軽減策、もしくは現在空いている公営住宅の使用など検討されてはいかがでしょうか。

私の調査によると、公営住宅の目的外使用で入居を認めている町村もあれば、今後、外国人雇用が地域経済にとって極めて重要であるとの考えから、外国人雇用に際する助成制度がある町村もあります。本町においても、この外国人技能実習制度、そして育成就労制度に向けて、本町の企業の人材不足解消、また、本町で生活する外国人の環境整備も踏まえ、外国人就労に対する町長の考えを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 尾矢議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の防災・減災に関わる災害時の町内商工業者との連携についてであります。

近年、地震と津波、大雨による洪水や土砂災害など、日本各地で自然災害が相次いで発生しています。本町におきましても、住民を対象とした各種訓練の実施や食料、資機材などの備蓄、防災意識の向上に向けた啓発など、防災・減災対策を進めているところであります。

本町の災害時備蓄計画に基づき、食料、飲料水は、500人、3日分を目標に計画的に購入しております。保存期限は5年となっており、順次入替えを行っております。

旧広尾小学校や町内各地区の防災保管庫に分散して保管しておりますが、その多くを保管している旧広尾小学校は施設の老朽化が進んでおり、もし大きな地震等により旧広尾小学校が大きな損傷を受けた場合には、多くの備蓄品が使用できない状況になることが想定されます。

また、資機材の拡充に伴う備蓄量の増加も相まって、保管場所の確保が大きな課題となっていることから、現在検討中の新たな公園内に防災保管庫の設置も計画しているところであります。

質問にもありましたとおり、災害発生直後、特に休日に災害が発生した場合は、職員も被災し、登庁できないことも想定され、十分な災害対応ができないことも考えられることから、既に34の民間企業、団体等と防災協定を結び、物資の供給や避難所としての施設利用、復旧活動等にご支援いただく体制を整備しております。

ただいま尾矢議員から町内商工業者との協力体制の構築についてご提案をいただいたところであります。備蓄計画におきましても、町内の商店等で確保している流通在庫を活用した備蓄も見込んでいるところではありますが、改めて各商店の流通在庫の活用はもとより、発災直後の各種確認作業や復旧活動においても、商工業者の皆さんは地域の事情等をよく分かっているということから、発災直後の対応にご協力いただくことで被災者の皆さんの安心にもつながるのではないかと考えているところであります。

今後、どのような形で協力体制を取ることができるのか、商工会とも協議をさせていただきたいと考えております。

また、現在、改定作業を進めております「広尾町強靱化計画」につきましては、現在、町民からの意見公募を終え、内容の最終調整を行っております。

商工振興に関連する事項につきましても、いま一度内容を精査して、必要に応じて修正を行ってまいりたいと考えているところであります。

2点目の外国人技能実習生の受入れに関わる経費等の軽減策についてであります。

本町において、町内の多数の企業が外国人技能実習制度を活用し、外国人技能実習生を受け入れ、人材不足の解消を担っていること、また、制度として受け入れる際の費用や家賃、光熱水費の上限を超えた場合に企業が負担することについても承知をしているところです。

全国の自治体では、実習生を受け入れるため、企業負担の軽減を図るために、本来の入居対象者の入居を阻害されない範囲で、産業を支えていく人材の住居環境を整えるとともに、地域活性化を

図る目的として、公営住宅の目的外使用を行い、外国人技能実習生を含む入居をさせている事例があるとお聞きしております。

本町においても、産業振興を目的として、耐用年数を過ぎた公営住宅や教員住宅を用途廃止と所管替えを行い、売却や無償貸付けを行っている事例がございます。

今後も他の自治体の事例を参考にしながら、公営住宅の無償貸付けや企業負担の軽減も含め検討したいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 1点目の防災の関係でございますが、先ほど答弁の中で、現在34の企業、団体との協定を既に結んでおられるというお話がありました。災害発生時は、まずは町民の命を守ることが最優先だと思いますので、この34の企業、団体の中で食料や例えばそういった必要な物資を提供してくれる町内企業というのはどのくらいあるか、教えていただければと思います。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長補佐。

1、企画課長補佐（鎌田） それでは、防災協定の関係について私のほうから説明をさせていただきます。

答弁の中にもありましたように、34の民間企業、団体等々、物資の供給でありますとか、災害復旧に係る役務の提供、それから所有している施設を避難所として利用させていただくなどの目的で協定を結んでおります。その中で、食料、飲料水などの提供を目的とした協定については、3社と結んでおります。その中で、町内企業で言えば、ちょっと社名を出すとあれですけども、セブン-イレブンさんとかコカ・コーラさんと結んでいるという状況になります。

以上です。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） ありがとうございます。今、3社というお話がありました。先ほども広尾町の備蓄計画では500人、3日分というのが計画の中で盛り込まれ、それに向けて整備されているということでお伺いしております。災害というのは、いつどこで起こるか分かりませんので、ぜひスピード感を持ってこの項目には取り組んでいただきたいと思います。

2点目の外国人技能実習生の件ですが、今回、今国会で育成就労制度が賛成多数で可決されました。2027年度までには新制度がスタートすると伺っております。先ほども町長の話の中で人材不足というお話を何度も耳にしましたので、本町においてもこの外国人労働者の重要性をしっかりと受け止めて、町内の経済、そして住民サービスの維持のためにも、ぜひ前向きに取り組んでいただき

たいと思います。

特になければ、答弁は必要ございません。

私からは以上です。ありがとうございます。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日26日と明後日27日は議事の都合により休会とし、28日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時00分